

## VI 資料編

### 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」のポイント

#### ●ユニバーサルデザインの考え方の導入

平成8年の指針では、建物のバリアフリー化の推進が中心となっていましたが、平成13年策定新しいの指針では、これに加えて、県民が必要とする「すべての人が使いやすいものづくりの推進」や「すべての人が社会参加できるまちづくりの推進」など、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」の視点を入れ、67項目（うち新項目48）におよぶ具体的な推進方向を示し、部局横断的に県政全般にわたる総合的な「ひとにやさしいまちづくり」を推進する内容としました。

#### ●県民参加型の「岩手にふさわしい、地域にあったまちづくり」の推進

- ・ 県民参加型の「岩手にふさわしい、地域にあったまちづくり」を着実に推進するため、圏域別の計画を策定しました。このため、圏域ごとに地域協議会を設置し、県民の意向を反映させながら、指針の推進の状況を点検、評価できる体制づくりをしていきます。
- ・ 障害を持っている方や女性の皆さんの意見が適切に反映されるよう、各種の審議会等の委員への登用に配慮するとともに、既存の公共的施設を点検し、その改善の提言を行う民間ボランティアの活用など、ユニバーサルデザイン化をさらに進めていきます。

#### ●推進計画を持った実行性のある指針

指針に実行性と計画性を持たせるとともに、県民に各施策の推進状況をわかりやすく、かつ、まちづくりに関心を持って参加してもらえるよう、推進計画を策定し、39項目の「主要な指標」と主要事業88事業を設定しました。

さらに、圏域ごとに圏域別計画を策定し、その目標数値を設定することにしました。



## 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の4つの基本的視点

### 1. ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりの推進

人へのやさしさをもち、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が同じように生活し、活動できる地域社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、ハード・ソフト両面にわたる総合的なまちづくりを推進します。

### 2. 心理的、精神面でのバリアフリーの推進

人それぞれの個性や違いを理解し、互いに尊重し合い、誰もがいきいきと、心にゆとりのある生活ができる地域社会の実現に向けて、人々の意識や社会環境の障壁の除去等、心理的、精神面でのバリアフリーを推進します。

### 3. 物理的、機能面でのユニバーサルデザイン化の推進

生活及び職場における製品、施設、設備、情報などに重点を置いた物理的、機能面でのユニバーサルデザイン化を推進します。

### 4. すべての人が主体となった岩手にふさわしい、地域にあったまちづくりの推進

県民、民間事業者・団体、市町村及び県など、すべての人がそれぞれの役割と責任を自覚し、それぞれが推進の主体であることを確認したうえで、取組みを推進します。

また、バリアフリーを含むユニバーサルデザインの視点に立った岩手にふさわしい、まちづくりとなるよう、広く公共的施設等を利用する方々の声を聞きながら、県民一体となった取組みを推進します。



## ユニバーサルデザインの7原則

これらの7原則は、既存のデザインの評価や、デザイン・プロセスの方向づけに使えるだけでなく、使いやすい製品や環境とはどうあるべきかを、デザイナーのみならず消費者を啓蒙するためにも活用できるものである。

### 原則1：誰にでも公平に利用できること

定義：誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

ガイドライン：

- 1 a. 誰もが同じ方法で使えるようにする：それが無理なら別の方法でも仕方ないが、公平なものでなくてはならない。
- 1 b. 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- 1 c. 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- 1 d. 使い手にとって魅力あるデザインにする。

### 原則2：使う上で自由度が高いこと

定義：使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

ガイドライン：

- 2 a. 使い方を選べるようにする。
- 2 b. 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 2 c. 正確な操作がしやすいようにする。
- 2 d. 使いやすいペースに合わせられるようにする。

### 原則3：使い方が簡単ですぐわかること

定義：使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

ガイドライン：

- 3 a. 使い方を選べるようにする。
- 3 b. 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 3 c. 正確な操作がしやすいようにする。
- 3 d. 使いやすいペースに合わせられるようにする。

### 原則4：必要な情報がすぐに理解できること

定義：使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

ガイドライン：

- 4 a. 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- 4 b. 大切な情報は、(例えば大きな文字で書くなど)できるだけ強調して読みやすくする。
- 4 c. 情報をできるだけ区別して説明しやすくする(やり方が口頭で指示しやすくなるように)。
- 4 d. 視覚、聴覚などに障害のある人が利用しているさまざまなやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。



### 原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

定義：ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

ガイドライン：

- 5 a. 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること：頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- 5 b. 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- 5 c. 間違っても安全なように配慮をする（フェイルセーフ）。
- 5 d. 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

### 原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

定義：効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

ガイドライン：

- 6 a. 自然な姿勢のまま使えるようにする。
- 6 b. あまり力を入れなくても使えるようにする。
- 6 c. 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- 6 d. 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

### 原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

定義：どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

ガイドライン：

- 7 a. 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- 7 b. 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- 7 c. さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- 7 d. 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

これらのユニバーサルデザイン7原則は、誰にでも利用可能なデザインという視点を中心にしている。

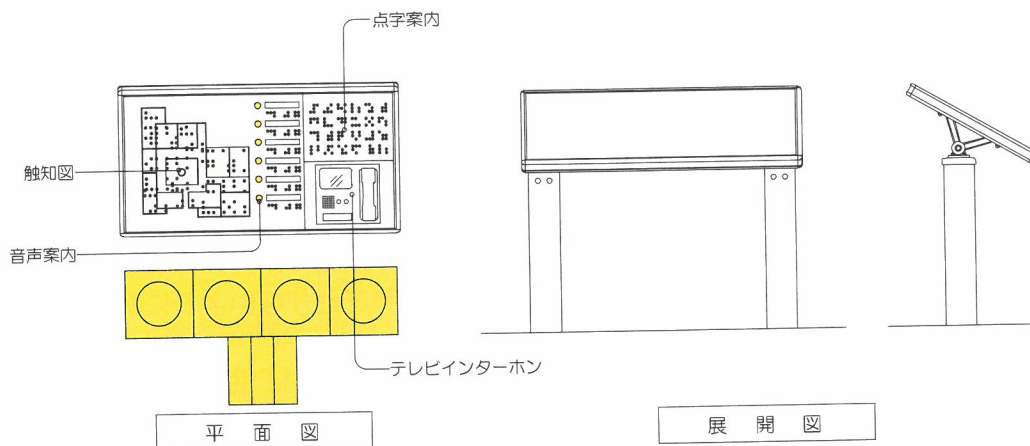
しかし、実際のデザインでは、使いやすさ以上のことにも配慮が必要であり、デザイナーが、デザインをする過程で、経済性や、技術的条件、文化的要件、男女差や環境への影響など、関連する諸条件を考慮に入れなければならないことはいうまでもない。

これらの7原則は、できるだけ多くの人達の要求に対応できるような特徴を、よりうまく組み込んで理想的なデザインを目指すにあたっての、デザイナーへの指針である。



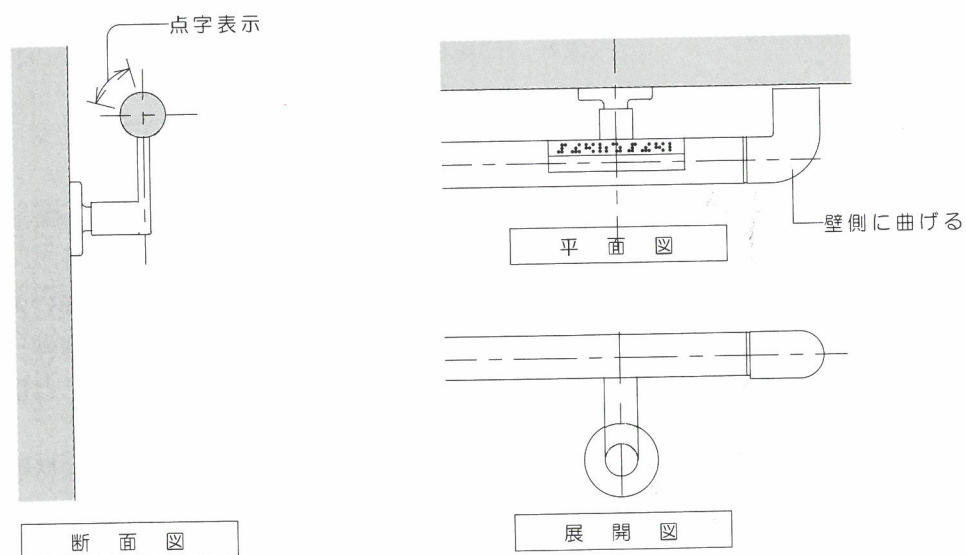
## 案内板

### ●案内板（触知案内板）



- ・ 大きめの文字、識別しやすい色合いに配慮する。
- ・ 誘導ブロック、案内板、サイン表示、音声等を効果的に組み合わせ、総合的な機能でわかりやすい工夫をする。
- ・ 案内板の場所まで、誘導ブロックを敷設する。
- ・ 触知図の向きは施設と同じ方位とし、触知表示面にある程度角度をつける。
- ・ 文字と点字を併記する。
- ・ 案内板の周辺には、障害物を置かない。

### ● 手すりに点字表示した例



## 案内用記号

サイン（図記号）は、文字にかわって一見してその内容がわかるものです。

（標準化されたものを、文字情報と併用して使用することが望ましい。）



案内所  
Question & answer



情報コーナー  
Information



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備  
Accessible facility  
(国際シンボルマーク)



車椅子スロープ  
Accessible slope



飲料水  
Drinking water



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



非常口  
Emergency exit



障害物注意  
Caution, obstacles  
〔注1〕(文字による補助表示が必要)



上り段差注意  
Caution, uneven access / up



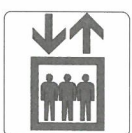
下り段差注意  
Caution, uneven access / down



電話  
Telephone



ファックス  
Fax



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



バス/バスのりば  
Bus / Bus stop



タクシー/タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop



自転車  
Bicycle



駐車場  
Parking



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



ガソリンスタンド  
Gasoline Station



会計  
Cashier  
〔注2〕(通貨記号差し替え可)



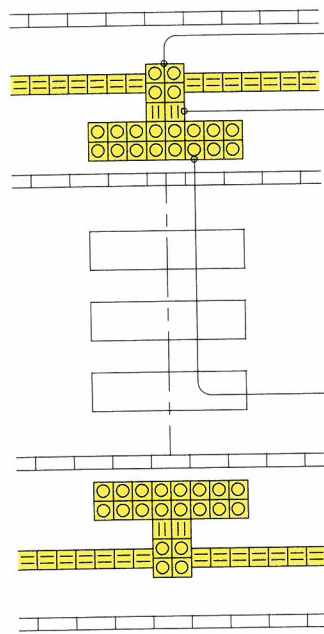
オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ



多機能トイレを設けた便所の出入口の表示例 (男女共用の場合)

## 視覚障害者誘導用ブロック等の敷例

### 横断歩道の敷設例



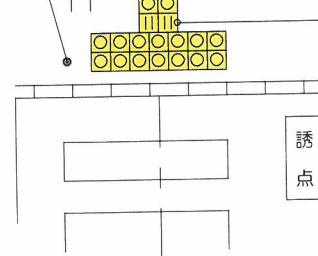
点字ブロック  
分岐点であることを案内する。

誘導ブロック  
① 視覚障害者を横断歩道に導く  
② 横断歩道上の歩行方向を示す  
③ 横断歩道の中心を示す

点字ブロック  
敷設範囲は、横断歩道の幅または通常の通行可能範囲と一致させる。

(信号柱等の構造物がある場合)

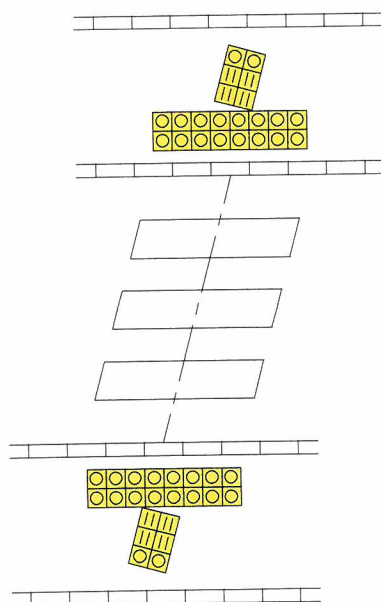
構造物(信号等) 構造物から離して設置する。



誘導ブロック  
点状ブロックの中心を示す

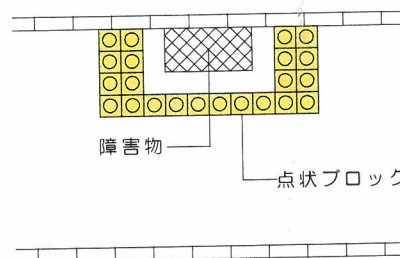
対面側についても同様の措置をとり、横断歩道をわたる視覚障害者が構造物に接触しないようにする。

(横断歩道が斜めの場合)



横断歩道の方向と誘導ブロックの線状突起の方向とを同一方向にする。

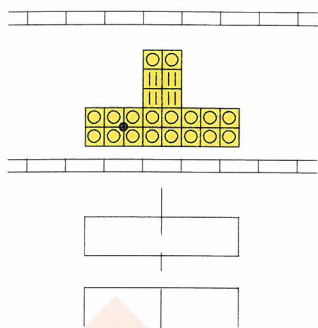
(障害物の回避方法)



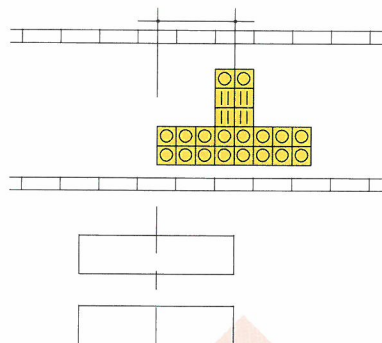
障害物 点状ブロックで障害物を囲む



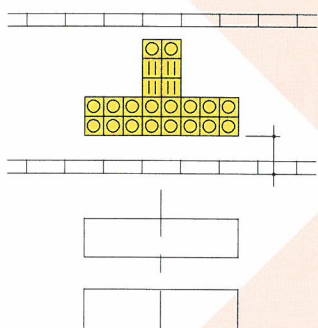
### 望ましくない敷設例



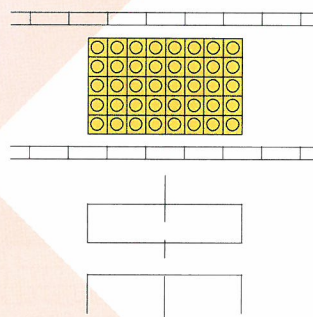
信号柱やアーケードの柱等が点状ブロック中に設置されている例



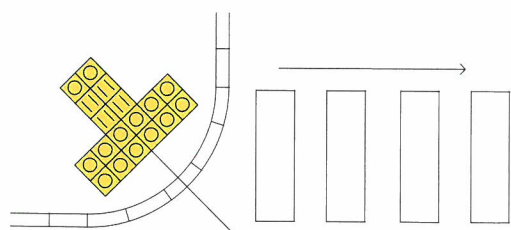
点状ブロックが横断歩道のからはみだした例



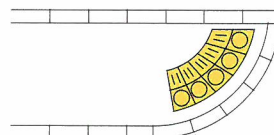
点状ブロックと横断歩道との間が離れた例



点状ブロックを必要以上に多く敷設した例



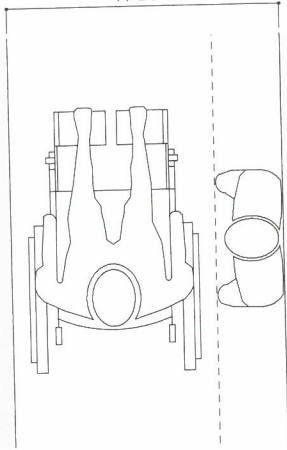
誘導ブロックが示している方向が、横断する方向と一致していない例



誘導ブロックを加工し敷設した例  
横断する方向がわからない

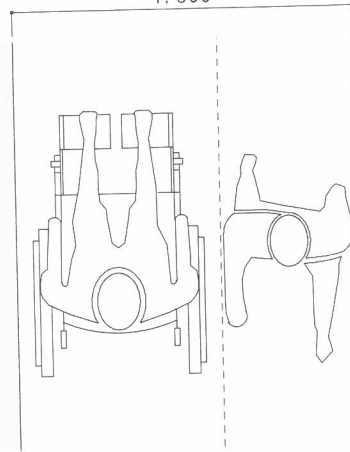
通行に必要な幅員

1,200



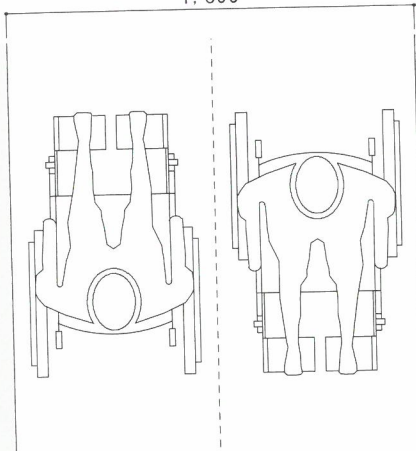
車いす使用者と横向きの人

1,500



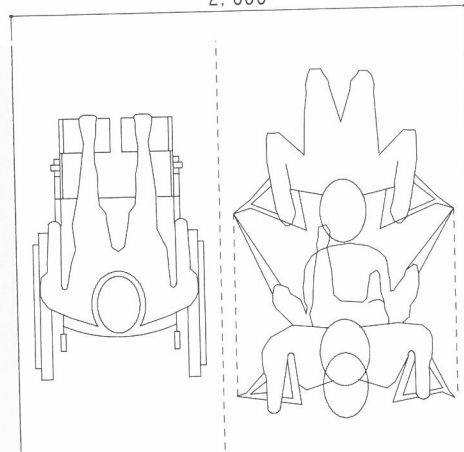
車いす使用者と歩行者

1,800



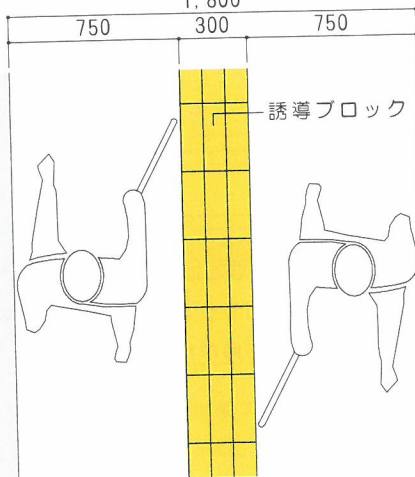
車いす使用者と車いす使用者

2,000

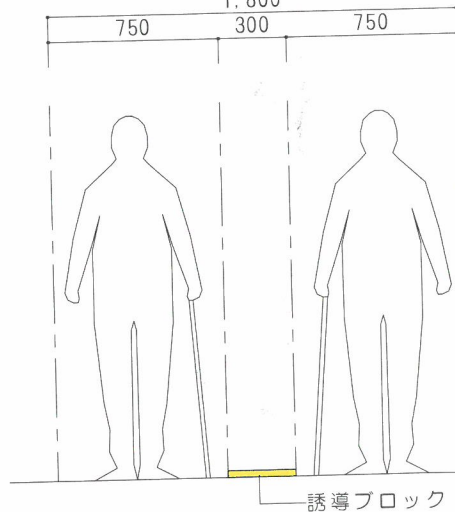


車いす使用者と松葉杖使用者

1,800



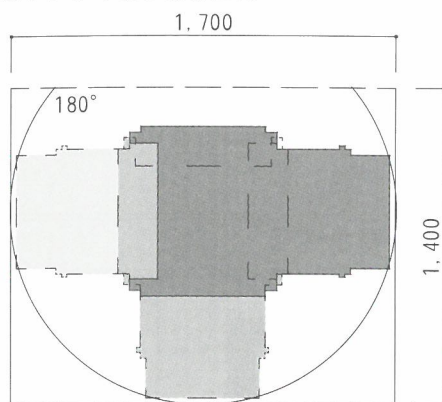
1,800



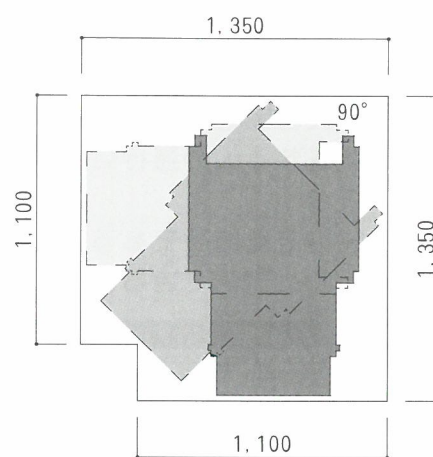
杖で誘導ブロックを確認しながら歩行する場合の幅員

## 車いす使用者の動作寸法

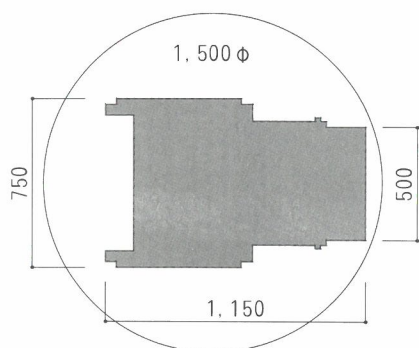
### ●手動車いすの最小動作空間



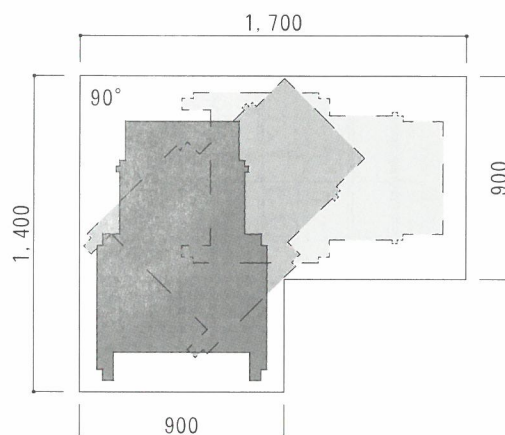
180° 回転(車軸中央を中心とする)



90° 回転(車軸中央を中心とする)

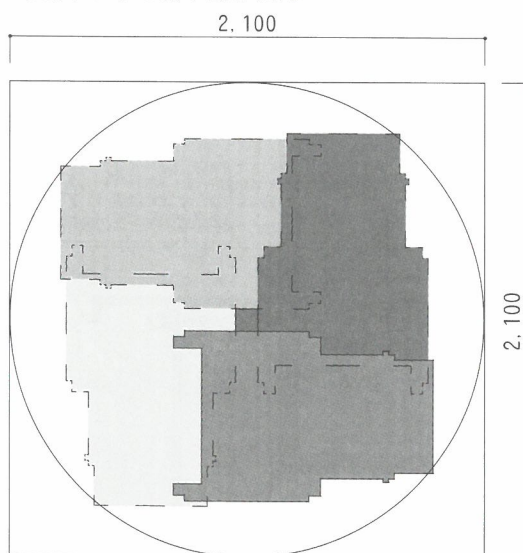


最小の回転円寸法

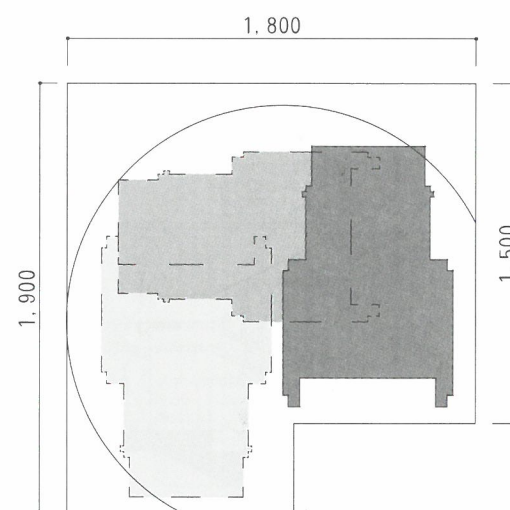


最小の直角路通過寸法

### ●電動車いすの最小動作空間



最小の回転円寸法

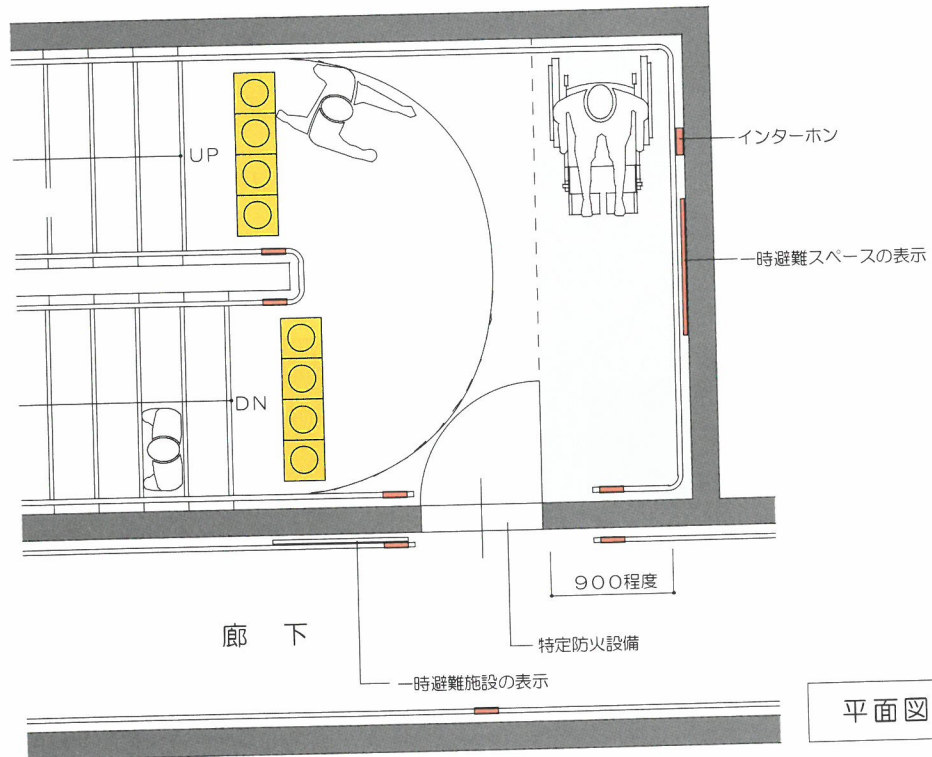


180° 回転

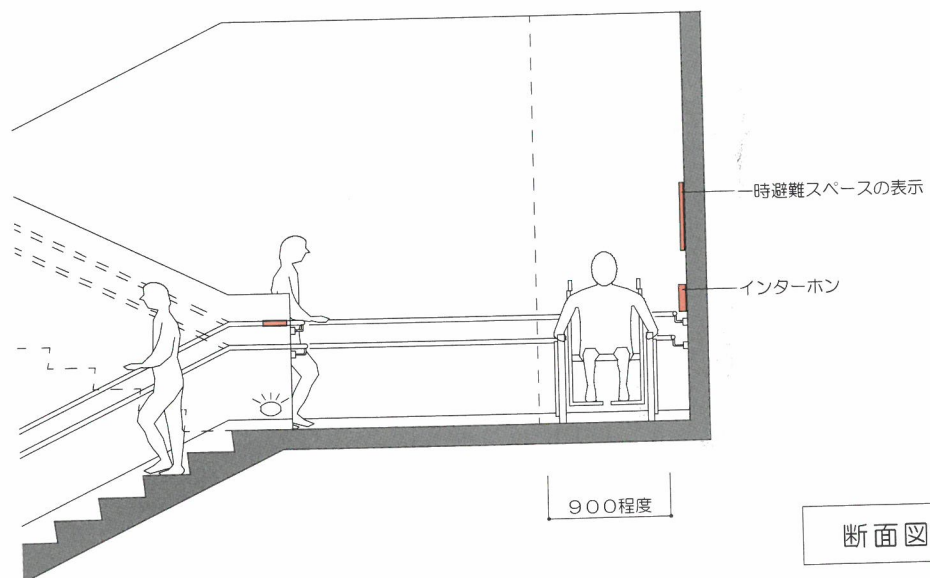


## 一時避難施設

- 車いす使用者は階段を経路とした避難は困難となります。  
一時避難する場所を設けて安全を確保する等の工夫が求められます。
- ・ 設置場所  
防火区画された、避難階段等の踊場、その階段に隣接された付室等  
避難する人の通行に支障がない位置
- ・ 表示  
一時避難施設である旨をわかりやすく表示する
- ・ 外部と連絡できるようにインターホンを設ける

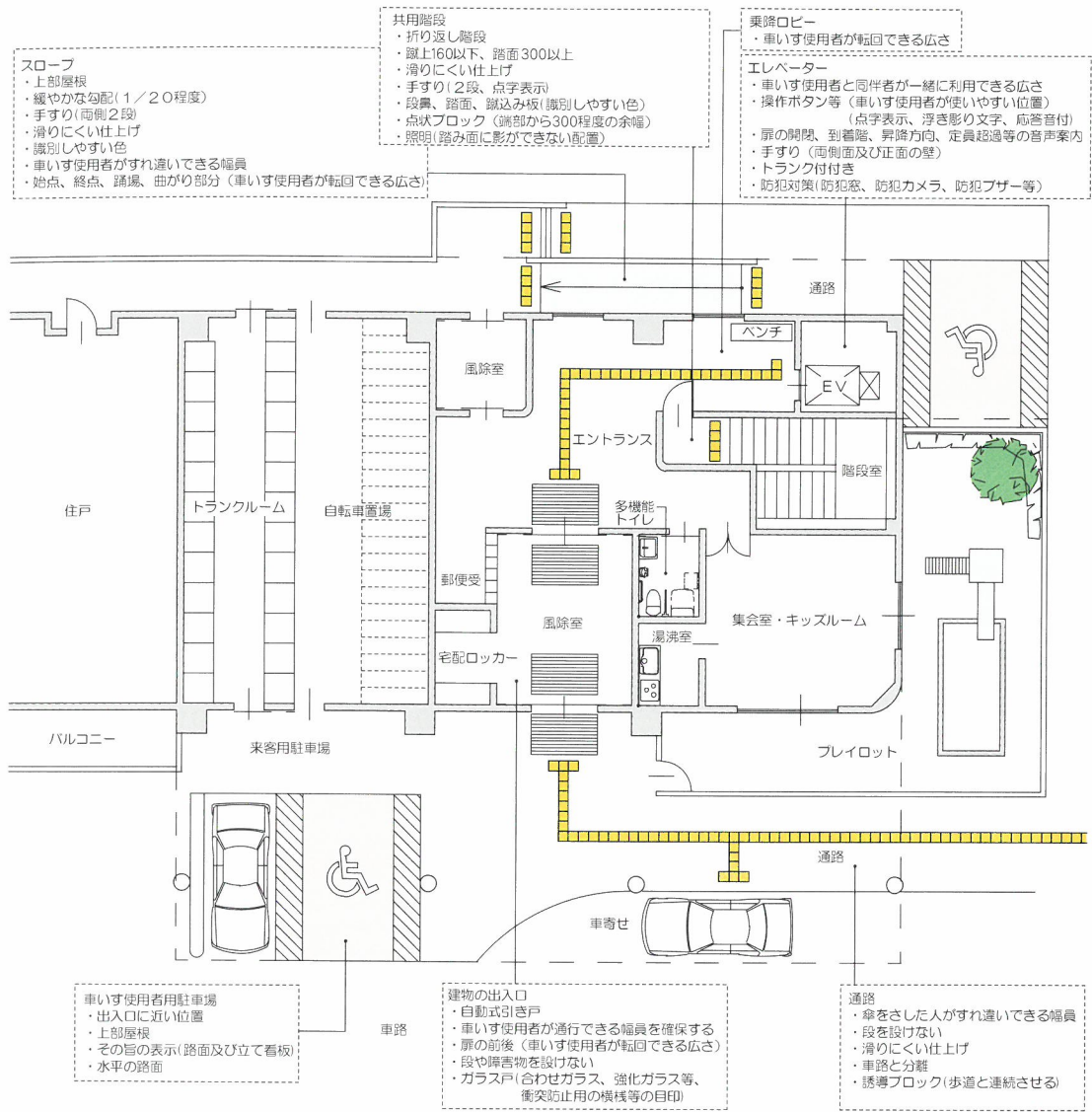


平面図

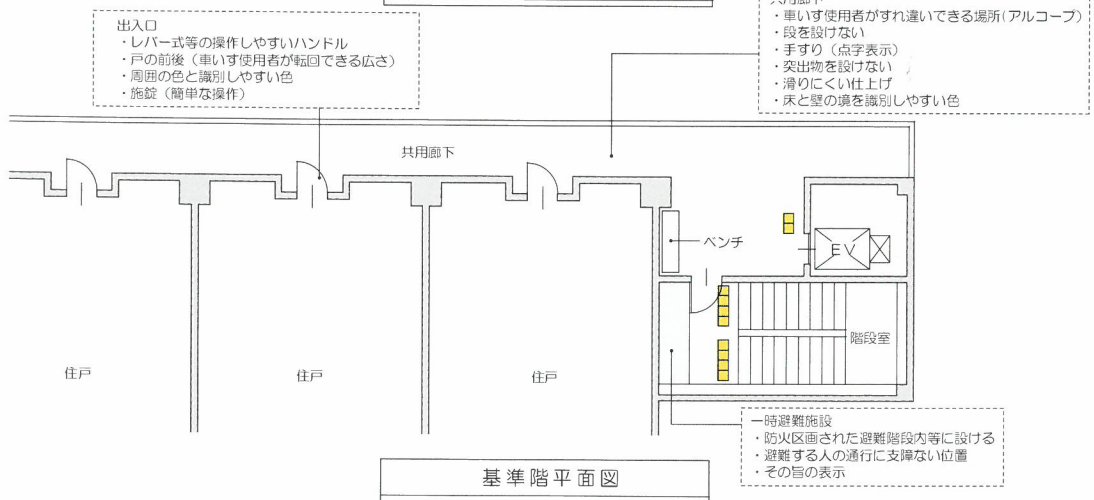


断面図

# 共同住宅（住戸までのアプローチ、共用部分の設計例）



### 配置図兼1階平面図



### 基準階平面図

## ユニバーサルデザイン推進隊一覧

ユニバーサルデザイン推進隊（通称）は、岩手にふさわしい、多様な生活者の視点に立ったみんなが住みよいまちづくりを推進することをねらいとして、公共施設等の整備状況等を調査、点検し、改善等についての意見、提言等を行っている民間ボランティアで組織する活動グループです。

施設整備等に際して構想段階や設計段階から高齢者や障害者等の意見を取り入れていく場合、これまでの活動実績等をもとにご協力します。

	名 称	連 絡 先
1	全県ユニバーサルデザイン推進隊	岩手県保健福祉部保健福祉企画室 ☎019-629-5406 FAX019-629-5419
2	盛岡地域ユニバーサルデザイン推進チーム	盛岡地方振興局保健福祉環境部障害保健課 ☎019-629-6576 FAX019-629-6579
3	岩手中部圏域バリアフリー推進隊	花巻地方振興局保健福祉環境部企画環境課 ☎0198-22-4921 FAX0198-22-2315
4	胆江地域ユニバーサルデザイン推進チーム	水沢地方振興局保健福祉環境部企画管理課 ☎0197-22-2831 FAX0197-25-4106
5	両磐地域まちづくり探検隊	一関地方振興局保健福祉環境部企画管理課 ☎0191-26-3565 FAX0191-26-3565
6	気仙地域ひとにやさしいまちづくり推進連絡会	大船渡地方振興局保健福祉環境部企画環境課 ☎0192-27-9913 FAX0192-27-4197
7	釜石圏域まちのバリア発見隊	釜石地方振興局保健福祉環境部企画管理課 ☎0193-25-2702 FAX0193-25-2294
8	宮古地域ユニバーサルデザイン推進隊	宮古地方振興局保健福祉環境部企画管理課 ☎0193-64-2213 FAX0193-64-7014
9	久慈地域バリアフリー推進隊	久慈地方振興局保健福祉環境部企画管理課 ☎0194-53-4987 FAX0194-53-1720
10	カシオペア連邦はーとふる発見隊（二戸地域）	二戸地方振興局保健福祉環境部企画管理課 ☎0195-23-9202 FAX0195-23-6432



## ● まちづくりユニバーサルデザインガイドライン策定検討会協力者名簿 ●

### ・コーディネーター

狩野 徹 (岩手県立大学社会福祉学部)

### ・協力者

大澤 百合子 (社団法人岩手県建築士会女性委員会)  
大信田 康 統 (もりおか障害者自立支援プラザ)  
太田 宣 子 (社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会盛岡盲人ホーム)  
小野 時 雄 (社会福祉法人盛岡市身体障害者福祉協会)  
鹿島 あさみ (特定非営利活動法人いわて子育てネット連絡協議会)  
川村 正 司 (社団法人日本オストミー協会岩手県支部)  
佐賀 典 子 (ひとにやさしいまちづくり推進協議会)  
竹花 勉 (株式会社渡辺設計事務所)  
中村 匠 (財団法人岩手県土木技術振興協会)  
中居 邦 子 (財団法人岩手県老人クラブ連合会)  
墓目 義 圀 (岩手県ろうあ協会)

敬称略 (50音順)

## ● まちづくりユニバーサルデザインガイドライン策定ワーキンググループ ●

- ・保健福祉部 保健福祉企画室
- ・地域振興部 総合交通課
- ・県土整備部 道路環境課  
都市計画課  
建築住宅課 (事務局)

**まちづくりユニバーサルデザインガイドライン**

平成16年3月策定

平成16年3月発行

編集・発行 岩手県県土整備部

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

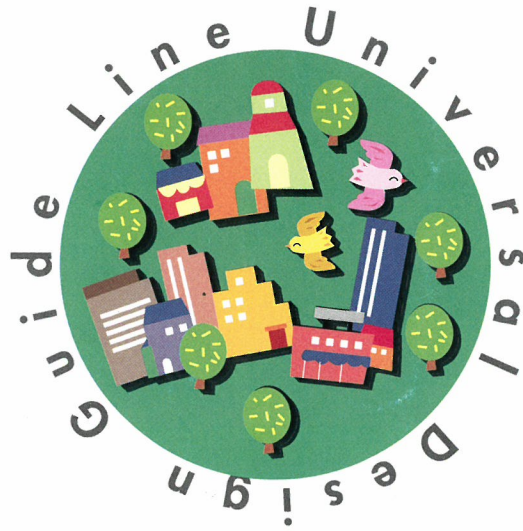
☎019-629-5936 Fax019-651-4160

(建築住宅課)

古紙配合率100%の再生紙を使用しています。  
この印刷物の一部あたり単価は664円です。



まちづくり



ユニバーサルデザインガイドライン